

林業土木工事
設計変更の手引き

令和3年1月

新潟県農林水産部
林政課・治山課

～ 目 次 ～

I	策定の目的等	1
1	策定の目的	1
2	発注者・受注者の留意事項	1
3	設計変更の現状	1
II	設計変更に関する基本的事項	3
1	設計変更を必要としないもの	3
2	設計変更を行うことができないもの	3
3	設計変更を行うことができるもの	4
4	設計変更にあたっての留意事項	4
III	設計変更の具体事例及び手続き	5
1	「設計図書の照査」の基本的な考え方	5
2	設計図書の照査項目及び内容	7
3	「設計図書の照査」の範囲を超えるもの	10
4	設計変更手続きフロー	14
5	設計変更に関わる資料の作成	15
6	条件明示について	15
IV	施工方法等に係る指定・任意の使い分け	18
V	入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	19
VI	業界からの要望とその回答	20
VII	参考資料	25

I 策定の目的等

1 策定の目的

工事の設計変更に係る業務の円滑化を図るため、発注者及び受注者が、設計変更が可能な場合と不可能な場合及び手続き等について十分理解し、設計変更に係る業務の円滑化を図ることを目的とする。

今後、さらに運用の過程において適宜見直しを行うとともに、必要な事項を追加することとする。

2 発注者・受注者の留意事項

(1) 発注者

積算及び設計図書等の作成にあたっては、特記仕様書及び施工条件総括表等により、工事内容に係る項目について、必ず条件明示するよう徹底する。

(2) 受注者

工事の着手にあたって、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」して進めることが重要である。

3 設計変更の現状

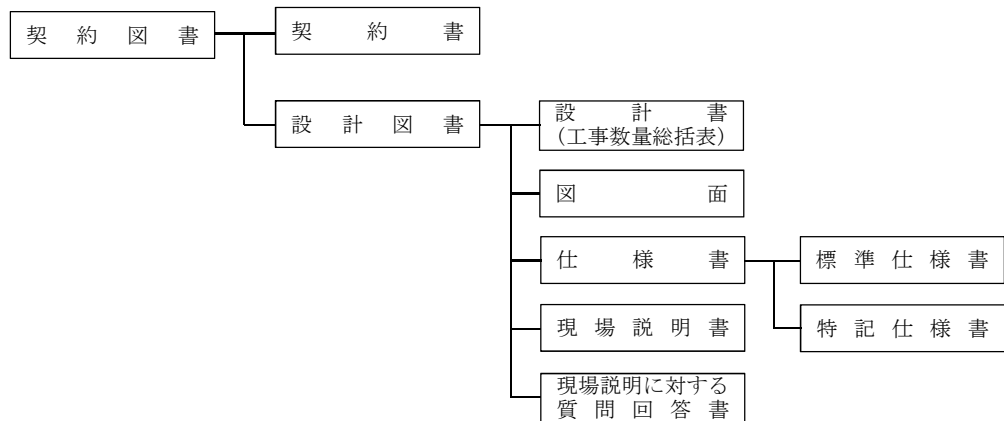
(1) 設計図書に明示されている事項

設計図書に明示されている内容と現地条件に不一致がある場合には、建設工事請負基準約款の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて工期及び請負金額の変更を行うことが一般的である。

(2) 任意仮設等に一式計上されている事項や設計図書から誤びゅう、脱漏又は表示が不明確となっている事項は、変更対応が問題となる場合がある。

(参考) 用語の定義

- 契 約・・・ 工事請負契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。
- 契約図書・・・ 契約書及び設計図書をいう。
- 契約変更・・・ 工事請負契約書及び設計図書を内容とする契約の変更を行うことをいう。
- 設計図書・・・ 設計書、図面、仕様書（標準仕様書、特記仕様書）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 設 計 書・・・ 工事数量総括表をいう。
- 協 議・・・ 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 指 示・・・ 契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- 承 諾・・・ 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- 設計変更・・・ 契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することをいう。



Ⅱ 設計変更に関する基本的事項

1 設計変更を必要としないもの

受注者の都合による任意の提案を、発注者が「承諾」して施工した場合

2 設計変更を行うことができないもの

(1) 設計図書に条件明示のない事項について、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

(2) 発注者と受注者が「協議」を行い、発注者から受注者に対して協議の回答又は指示がない時点で施工を実施した場合

(3) 建設工事請負基準約款及び新潟県林業土木工事標準仕様書に定められている「所定の手続き」を経していない場合

約 款	第 19 条	条件変更等
〃	第 20 条	設計図書の変更
〃	第 21 条	工事の中止
〃	第 22 条	受注者の請求による工期の延長
〃	第 23 条	発注者の請求による工期の短縮等
〃	第 24 条	工期の変更方法
〃	第 25 条	請負金額の変更方法
〃	第 31 条	請負金額の変更に代える設計図書の変更

仕様書	1-1-1-3	設計図書の照査等
〃	1-1-1-15	工事の一時中止
〃	1-1-1-16	設計図書の変更
〃	1-1-1-17	工期変更

(4) 正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合

ただし、建設工事請負基準約款第 27 条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情の措置を行う場合は、この限りではない。

3 設計変更を行うことができるもの

- (1) 当初発注時点で設計図書に明示していた土質条件や地下水位等について、現地で予期し得ない条件変更が確認された場合
- (2) 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず工事着手出来ない場合又は受注者の責によらず工事を中止せざるを得ない場合
- (3) 発注者と受注者の「協議」又は建設工事請負基準約款及び新潟県林業土木工事標準仕様書に定められている所定の手続きを行い、発注者から受注者に対して協議の回答又は指示を行ったもの。
- (4) 受注者は、建設工事請負基準約款第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合において、設計図書の照査の範囲を超える作業で、監督員と「協議」を行ったものについて実施する場合。
- (5) 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき。

4 設計変更にあたっての留意事項

- (1) 発注者と受注者が、当初設計の考え方や設計条件を再確認し、書面による確認「協議」を行う。
- (2) 設計変更しようとする工事内容（工種）の規格、構造及び工事規模が拡大する場合の当該工事に対応することの妥当性を「協議」し、当該工事における設計変更の必要性を明確にする。
- (3) 設計変更に伴う所定の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- (4) 指示書には原則として概算金額を記載するものとし、次の事項に留意する。
 - ア 受注者からの協議による設計変更の場合は、受注者が提出した見積書を参考に概算金額を指示書に記載する。
 - イ 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、概算金額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載するものとする。
 - ウ 記載する金額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。なお、金額は、百万円単位を基本（百万円以下の場合は十万円単位）とする。

- エ 概算金額の算出条件を明確にする。
- ・ 発注者からの指示による場合
概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。
 - ・ 受注者からの協議による場合
概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額と、受注者の提示額であることを指示書に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、概算額を記載しない。

Ⅲ 設計変更の具体事例及び手続き

1 「設計図書の照査」の基本的な考え方（出典：土木部照査ガイドライン）

(1) 設計図書の照査に係わる規定について

建設工事請負基準約款第 19 条（条件変更等）及び新潟県林業土木工事標準仕様書第 1 編 1-1-1-3 設計図書の照査等においては、次のように受注者が設計図書の照査を行うことになっている。

○建設工事請負基準約款（抜粋）

（条件変更等）

- 第 19 条 受注者は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの間の優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 発注者は、前項の規定による監督員の調査の報告を踏まえ、受注者の意見を聴き、発注者としての調査結果（これに基づき受注者がとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、当該監督員の調査が終了した日から 14 日以内に、その結果を通知しなければならない。ただし、当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者に意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

○新潟県林業土木工事標準仕様書

1-1-1-3 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合には、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書、林業土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えなければならない。
- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、約款第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合には、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合には従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、約款第 20 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。
- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外には、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

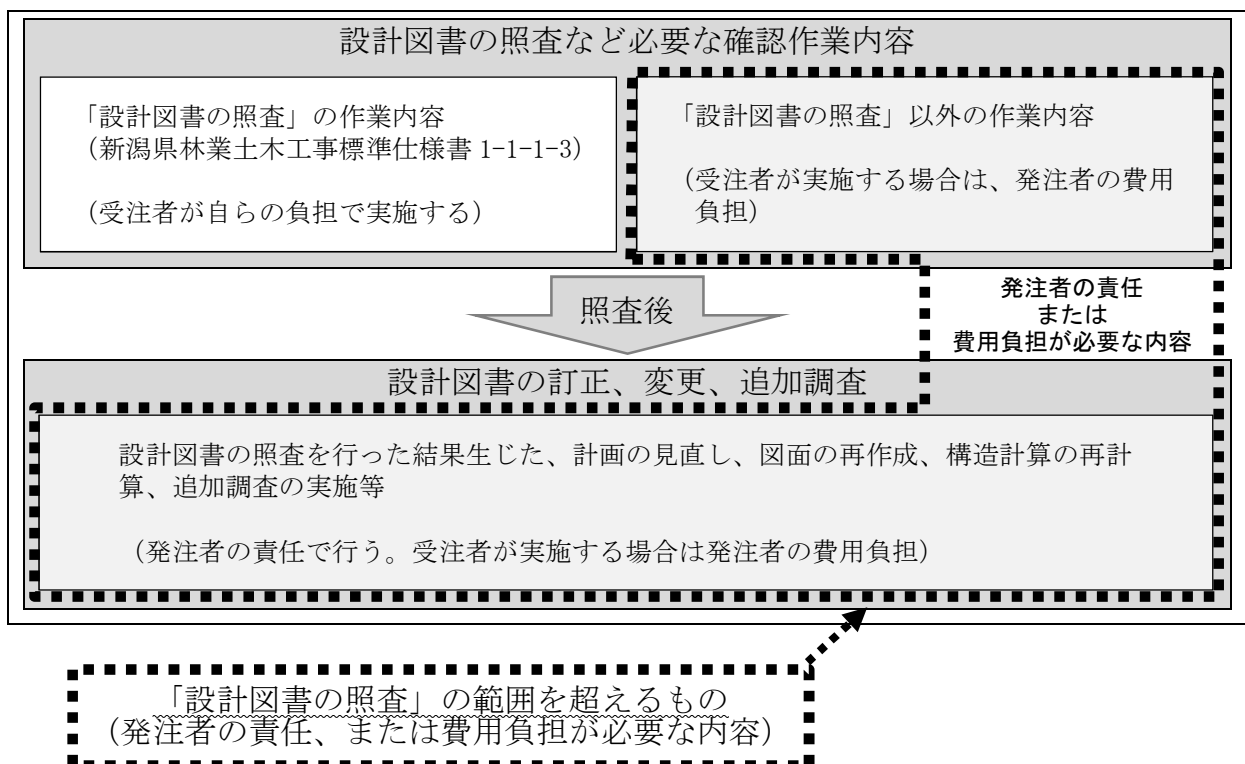
(2) 受注者が実施する「設計図書の照査」の位置づけ

受注者は、建設工事請負基準約款及び新潟県林業土木工事標準仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、具体的には、「2 設計図書の照査項目及び内容」を自らの負担により実施する。

これ以外の内容について受注者が照査を行う場合、要する費用は発注者の負担とする。

また、設計図書の照査によって、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

それぞれの作業の位置づけは下図のとおり。



2 設計図書の照査項目及び内容（出典：土木部照査ガイドライン）

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。

No.	項目	主 な 内 容
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 設計図書における明示事項に不足がないかの確認
		1-2 設計図書における明示事項と現場条件に相違がないかの確認
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討し、確認したか
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、ゆう水量等を確認したか
		2-3 浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか
		2-4 地質調査報告書は整理されているか ・追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-5 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）
		2-6 測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認
		2-7 標準仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-8 設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認
		2-9 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認
		2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三者に及ばないか、関連資料はあるかの確認
		2-11 地下占有物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか
		2-12 設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認
3	現地踏査	3-1 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工多用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか
		3-2 建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか
		3-3 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか
		3-4 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認したか

No.	項目	主 な 内 容
3	現地踏査	3-5 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか
		3-6 砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか
		3-7 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか
		3-8 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか
		3-9 トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか
		3-10 道路管理台帳及び占有者との現地確認をしたか
		3-11 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか
		3-12 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか
		3-13 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水又は鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか
		3-14 漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水個所とに不整合がないか施工前に確認したか
		3-15 地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、わき水、地下水など）が整合するかの確認
		3-16 使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか
		3-17 土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施し、あらかじめその対策を確認したか
3-18 アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか		
3-19 周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか		
4	設計図	4-1 桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか
		4-2 施工前に、配筋図、鉄筋組立図及びかぶり詳細図により組立可能か、また、配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか
		4-3 一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）
		4-4 平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）

No.	項目	主 な 内 容	
4	設計図	4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認
		4-6	構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水位等）を明記してあるかの確認
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・一般平面図と縦断図（構造一般図と線形図） ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等） ・本体と付属物の取り合い 等
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか） <ul style="list-style-type: none"> ・壁厚 ・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置） ・使用材料 ・その他
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか） ※橋梁上部工のみ対象
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認
		5-3	横断面図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認
		6-2	設計基本条件は適切かの確認（荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等） ※橋梁上部工事のみ対象
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認（橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等） ※橋梁上部工事のみ対象

3 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

建設工事請負基準約款第19条第1項第1号から第5号に該当する場合

(参考) 建設工事請負基準約款第19条第1項第1号～第5号

- 1 設計書、図面、仕様書（標準仕様書、特記仕様書）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの間の優先順位が定められている場合を除く。）
- 2 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること
- 3 設計図書の表示が明確でないこと
- 4 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

- (1) 設計書、図面、仕様書（標準仕様書、特記仕様書）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの間の優先順位が定められている場合を除く。）

<具体事例>

- ア 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- イ 現地測量の結果、排水施設計画を新たに作成する必要があるもの又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ウ 構造物の位置や計画高さ、延長や構造物の載荷重が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- エ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。
- オ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- カ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成が必要となるもの。
- キ 治山ダム工、土留工等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成が必要となるもの。
- ク 「技術基準」等で示される設計計算等の照査が必要となるもの。
- ケ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査が必要となるもの。
- コ 設計根拠（技術基準や構造計算等）の基礎データの見直し、変更に伴う工事費の算出が必要となるもの。

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合の手続き

本来は、当初発注時に条件明示するべきものであるが、契約後にその事実が判明した場合は、設計変更により対応する。

<具体事例>

- ア 地質に関する条件が明示されていない
- イ 地下水位（ゆう水）に関する条件が明示されていない
- ウ 交通整理員等に関する条件が明示されていない
- エ 設計図書に誤りがある

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

本来は、当初発注時に条件明示するべきものであるが、契約後にその事実が判明した場合は、設計変更により対応する。

<具体事例>

- ア 地質及び地下水位に関する条件が明示されていなければ施工不可能な工事において、地質に関する条件（土質柱状図等）は明示されているが、地下水位（ゆう水）に関する条件が明示されていない
- イ 水替工が必要な工事において、水替工のポンプ運転時間が、常時であるか、作業時のみであるか明示されていない

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

<具体事例>

設計図書に明示された地質条件又は地下水位（ゆう水の状況）が、現地と一致しない

(5) (1)～(4)の場合の手続き

受注者は、設計図書の照査を行い、建設工事請負基準約款第 19 条第 1 項の各号のいずれかに該当する事実がある場合は、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求する。【建設工事請負基準約款第 19 条第 1 項関係】



監督員は、受注者の立会の上、直ちに調査を実施する。
なお、受注者が立会に応じない場合には、受注者の立会を得ずに行うことができる。【建設工事請負基準約款第 19 条第 2 項関係】





発注者は、調査の結果により建設工事請負基準約款第 19 条第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。【建設工事請負基準約款第 19 条第 4 項関係】



発注者は、建設工事請負基準約款第 19 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当することにより設計図書を変更する必要がある、かつ、工事目的物の変更を伴わないときは、あらかじめ受注者と協議を行うものとする。ただし、当該協議が整うことを要しない。【建設工事請負基準約款第 19 条第 5 項関係】



発注者は、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。【建設工事請負基準約款第 19 条第 6 項関係】



・ 工期の変更方法

建設工事請負基準約款第 24 条第 1 項の規定により、工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

・ 請負金額の変更方法

建設工事請負基準約款第 25 条第 1 項の規定により、請負金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(6) 工事中止の場合の手続き

自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

発注者は、この場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

<具体事例>

ア 工事用地等の確保ができないため、工事を施工できない

- イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等受注者の責に帰することができないものにより、工事を施工できない場合
- ウ 設計図書に工事着工時期が定められている場合において、その期日までに請負者の責によらず着工できない
- エ 請負者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた
- オ 予見出来ない事態（地中障害物の発見等）が発生した

<手続き>

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない。



建設工事請負基準約款第 21 条（工事の中止）第 1 項により、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。



発注者が工事一時中止を指示



受注者は、工事現場を維持しなければならない。

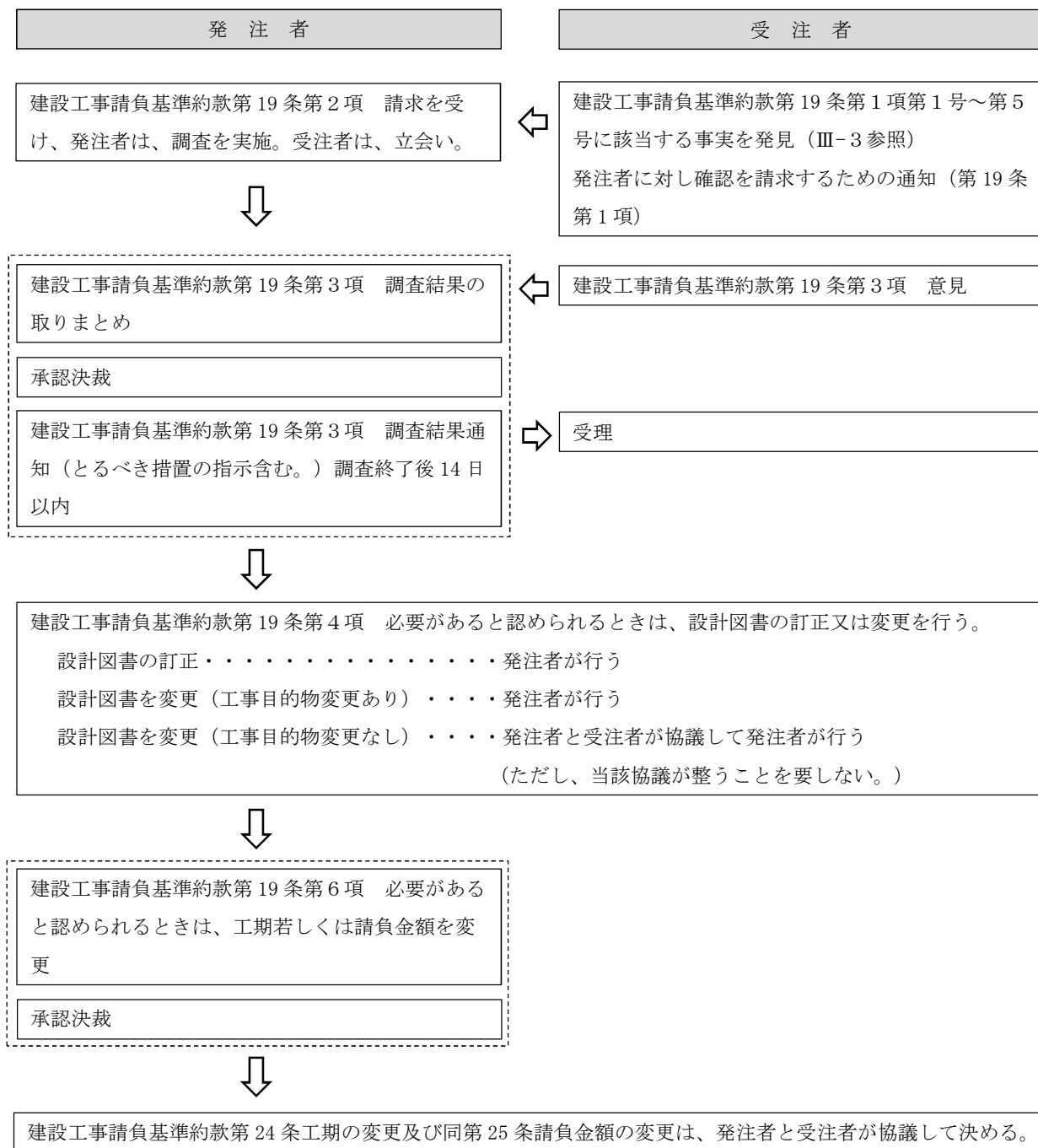


発注者は、建設工事請負基準約款第 21 条第 4 項に基づき、必要があると認められるときは、工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。



発注者と受注者は、協議により、建設工事請負基準約款第 24 条に基づく工期の変更及び第 25 条に基づく請負金額の変更を行うことができる。

4 設計変更手続きフロー



5 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して、建設工事請負基準約款第 19 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等（標準仕様書参照））を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としない。

(2) 設計変更に必要な資料作成

建設工事請負基準約款第 19 条第 1 項に基づき、設計変更するために必要な資料の作成については、建設工事請負基準約款第 19 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受注者及び発注者の双方で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について、書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

6 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

(1) 工程関係

- ① 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。
- ② 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法
- ③ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期
- ④ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲
- ⑤ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期
- ⑥ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。

⑦ 設計工程上見込んである休日日数等作業不能日数

(2) 用地関係

- ① 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。
- ② 工事用地等の使用終了後における復旧内容。
- ③ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
- ④ 施工者に消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして、官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等。

(3) 公害関係

- ① 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械、設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。
- ② 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。
- ③ 濁水、ゆう水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。
- ④ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。

(4) 安全対策関係

- ① 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。
- ② 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。
- ③ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。
- ④ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。
- ⑤ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。

(5) 工事用道路関係

- ① 一般道路を搬入路として使用する場合
 - ア 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用时间帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等
 - イ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
- ② 仮設道路を設置する場合
 - ア 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間
 - イ 仮設道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）
 - ウ 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容

(6) 仮設備関係

- ① 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。
- ② 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。
- ③ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。

(7) 建設副産物関係

- ① 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件
- ② 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。
- ③ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。

(8) 工事支障物件等

- ① 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。
- ② 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。

(9) 薬液注入関係

- ① 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等
- ② 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。

(10) その他

- ① 工事に資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等
- ② 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等
- ③ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等
- ④ 関係機関・自治体等の工事と近接する場合の協議に係る条件等、その内容。
- ⑤ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件
- ⑥ 工事に電力等を指定する場合は、その内容。
- ⑦ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。
- ⑧ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

IV 施工方法等に係る指定・任意の使い分け

(1) 基本事項

仮設工又は施工方法の指定・任意の取扱いについては、建設工事請負基準約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ① 任意については、仮設及び施工方法の一切の手段の選択は、受注者の責任で行う。
- ② 任意の場合の仮設及び施工方法に変更があっても、原則として設計変更の対象としない。
- ③ ただし、当初積算時の想定と現地条件が異なる等「Ⅱ－3 設計変更を行うことができるもの」に該当する場合は、必要に応じて設計変更を行う。

(2) 留意事項

仮設及び施工方法の指定・任意の取扱いについては、次の事項に留意する。

- ① 仮設工、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ② 発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応となるよう留意しなければならない。

仮設及び施工方法について、任意となっている工事において、次の具体事例による対応は不適切な対応となる。

<具体事例>

- ア 発注者から受注者に対し、「〇〇工法で積算しているため、〇〇工法以外での施工は不可能。」という指示
- イ 発注者から受注者に対し、「標準歩掛ではバックホウでの施工となっているため、クラムシェルでの施工は不可能。」という指示
- ウ 新技術の活用について、受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工して下さい。」という指示

(3) 発注者の指定事項以外は、受注者の裁量の範囲

① 自主施工の原則

建設工事請負基準約款第1条第3項*により、設計図書に指定されていない事項については、施工方法及び仮設工等は、受注者の裁量により行う。

※ 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。（建設工事請負基準約款第1条第3項）

② 指定と任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
指定仮設とすべき事項（参考）	ア 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合 イ 仮設構造物を一般交通に供する場合 ウ 特許工法又は特殊工法を採用する場合 エ 関係官公署等との協議等により制約条件がある場合 オ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 カ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置させる必要がある場合	

V 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に関する疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながるようになる。

(1) 入札前

入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、書面（電子メール可）をもって質問するものとする。

なお、質問に対する回答は、書面（電子メール可）により行うとともに、閲覧等に供する。

(2) 契約後

受注者は、施工前及び施工途中において、建設工事請負基準約款第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

VI 業界からの要望とその回答

(1) 用地及び立木補償における工事着手の遅れについて (R元・H28)

用地及び立木補償の手続きが未了のため、工事着手が遅れるような事態が生じています。

用地及び立木補償は発注者の責任で地権者への問合せ等を行っていただき、用地・支障木の確定をお願いします。

◇ 回 答 ◇

治山・林道工事における用地及び立木補償については、発注者である県が行うものです。

これまでも、調査を外注する等迅速化に努めているところで、今後とも、工事進捗に支障が出ないように、より早期の実施に努めます。

★ポイント★

工事用地等に未処理部分がある場合は、その内容、範囲及び処理の見込み時期等を必ず施工条件総括表に明示し、受注者の作業工程に支障が生じないように、見込み時期までに速やかに処理を終えることが重要です。

(2) 管内に敷鉄板等の仮設材の在庫がない場合の取扱いについて (R2・H27)

敷鉄板等の仮設材が管内に在庫が無く、在庫証明を提出しているにも関わらず、運搬基地局が変更されないケースがありますので、在庫証明を提出した場合は、適切な運搬距離を計上するようお願いいたします。

◇ 回 答 ◇

仮設材の運搬基地は、林業土木積算基準において「原則として管内地域振興局等によるものとするが、これによることが不適當な場合は別途定めることができる。」としています。

管内に在庫が無い証明書の添付による協議により変更対応は可能です。

★ポイント★

当初発注時点では予測しえなかった事象により、敷鉄板等の仮設材の在庫が管内に無い場合は、協議により最寄りの地域振興局等に変更することが可能です。

ただし、恒常的に在庫が無いような場合は、当初発注時点から管内の在庫状況を確認し、必要に応じて最寄りの地域振興局等で積算する必要があります。

(3) 水替工の積算方法について (R元)

治山工事における水替日数が施工実態と大きくかけ離れることとなり、土木部の作業日当り標準作業量により算定し、設計変更事項として計上したところ、「土木部とは違う算定基準があるから変更できない」また、「仮設工なので設計変更の対象外」との回答でしたので、実情に合った設計計上をお願いします。

◇ 回 答 ◇

当初設計における水替日数の算定にあたっては、治山工事の溪間工事のうち、水替作業を必要とするコンクリート構造物の場合、林業土木積算基準に基づき、水替を必要とする範囲内の床掘量と所定の計算式により算出された日数を設計計上し、これ以外の条件の場合は、土木部積算基準などを参考に必要日数を算出することとしております。

当初設計で明示された水替日数や排水方法について、条件明示の有無に関わらず当初発注時点で予期しえなかった状況が確認された場合は、設計変更することが可能ですので、必要書類等を整理し、発注者と協議願います。

★ポイント★

当初発注時点では予測しえなかった異常なゆう水等により、想定している水替日数や排水方法での施工が困難な場合は、協議により設計変更することが可能です。

ただし、作業時排水とするか常時排水とするかは、異常ゆう水等が構造物または作業に支障をきたすか否かといった、客観的な判断が求められます。

(4) 完成検査の早期実施について (R元)

設計変更等で時間がかかり、工事完了から完成検査まで多くの日数がかかる場合があります。長期の場合、完成現場の被災が懸念されます。また、現場代理人の拘束が解けず、工事受注の障害にも苦慮しているところです。できるだけ早期に完成検査を実施していただくようお願いします。

◇ 回 答 ◇

完成検査及び設計変更については、これまでも、工事の進捗に応じ、速やかに実施するよう指導しているところで、引き続き、この旨徹底するよう努めます。

★ポイント★

設計変更は日々の指示書の積上げに基づき行われるものであるため、指示時点での図面の修正、概算金額の把握（指示書への明記）等が非常に重要です。

工事の進捗に合わせ設計変更作業を進め、工事完了後、遅滞なく完成検査を受けられるよう努める必要があります。

(5) 変更協議した場合の、指示書の早期発出をお願いします。(H26・H25)

工法変更の協議書を提出しても指示書がいただけず、工期末も迫ってきたので、やむを得ず工法変更の工事をおこなったが、最終変更で計上してもらえず経費の多大な損失となりました。

◇ 回 答 ◇

受注者からの工法変更等の協議があった場合、文書による速やかな回答を行うよう地域機関を指導しているところですが、再度徹底します。

協議に対する回答がない時点で施工を実施した場合は、変更設計できませんので、回答が遅延している場合は、監督員に早急に回答するよう要請してください。

★ポイント★

発注者は、受注者からの協議等に対し基本的に「その日のうち」に回答（ワンデーレスポンス）するよう心掛けるべきですが、大きな金額の変更が伴う場合や、図面作成等に時間を要する場合は、回答期限を受注者と協議のうえ、回答予定日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうちに」行うことが重要です。

(6) 現場条件等を踏まえた適切な設計積算をお願いします (H29・H25)

明らかに大型車両が入らない現場で小型車補正がされず、10 t ダンプに 0.8 m³ 級バックホウで掘削、積込する積算となっている工事が見うけられます。

変更を求めても応じてもらえず、受注者の負担が大きくなるほか、設計どおりに施工した場合、重大な事故に繋がる恐れがあることから現場条件等に見合った設計積算をお願いします。

◇ 回 答 ◇

現場条件等を踏まえ、適切な設計積算を行うよう指導しているところですが、改めて施工条件や安全施工などを考慮して積算するよう地域機関に対し指導します。

入札時に設計条件など不明な点があった場合は、質問回答書により確認願います。

また、受注後に現場条件の変更等により相違が生じた場合は、設計変更が可能ですので、その状況が確認できる資料を整備し、監督員と協議願います。

★ポイント★

発注者は、設計図書等の作成にあたって、現場条件を十分に把握して設計積算を行うとともに、特記すべき事項は施工条件総括表等に明示しておく必要があります。

受注者（入札参加者）は、入札にあたって設計図書を確認し、疑義があるときは質問回答書により契約前に確認しておく必要があります。

(7) 「発注関係事務の運用に関する指針」について、技術職員が理解し運用するよう指導をお願いします。(H27)

受注者が適正利潤の確保を可能とするため「適正な予定価格の設定」「適切な設計変更」「標準積算と現場の施工実態に乖離がある場合は見積りを活用」「発注や施工時期を平準化」などが主なポイントになっていますが、これらについて、技術職員が「自分のこと」と理解し運用するよう指導をお願いします。

◇ 回 答 ◇

品確法の改正点である「発注者の責務」等の内容については、各種会議や研修等の際に地域機関に周知しているところですが、引き続き、「現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成」、「適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定」、「発注や施工時期等の平準化」、「施工条件の変更等に応じた適切な設計変更」等について地域機関に周知し、品確法の主旨を十分理解し業務実施するよう指導します。

★ポイント★

「発注関係事務の運用に関する指針（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）」では、発注準備、入札契約、工事施工、完成後の各段階での発注者の立場としての責務が明記されています。

発注者の立場として特に理解しておかなければならない事項は下記のとおりです。

○ 工事発注準備段階

- ・ 現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成

関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）を明示。（施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と、当該条件が設計変更の対象となる旨も明示）

- ・ 適正な工期設定
- ・ 計画的な発注や施工時期の平準化

発注見通しの統合・公表の実施、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し、取組状況等の公表。

○ 工事施工段階

- ・ 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更
- ・ 施工現場における労働環境の改善

熱中症対策や寒冷対策の実施、快適トイレの設置、ICT 建設機械等の積極的な導入など。

- ・ 受注者との情報共有や協議の迅速化（ワンデーレスポンス）等

(8) 再生砕石 (RC 及び ARC) について (R2)

ARC (C 混合) は、管外より AS 殻を運搬し、骨材プラントで混合する方法をとっているため、必要量が確保できない場合があります。

RC-40 につきましては、プラント渡し単価に適正な運搬費を計上するか、もしくは見積単価の採用をお願いします。

また、再生材 (RC、ARC) から新材 (CR) への変更につきましても柔軟な対応をお願いします。

◇ 回 答 ◇

現場から 40 km 以内の再資源化施設に在庫がない場合は、電話等による在庫確認 (在庫がない) 結果を記載した工事打合せ簿の提出により、新材への設計変更が可能です。

★ポイント★

再生骨材の在庫がない場合の確認方法については、令和 2 年 11 月 4 日付け治第 637 号「再生骨材の在庫確認方法の取扱いについて」により、“設計計上した再生骨材の在庫がない場合は、再資源化施設等への確認結果を受注者発議の工事打合せ簿により協議することで新材等への設計変更を行うことができることとする。”と通知されています。

Ⅶ 参考資料

○新潟県林業土木工事標準仕様書（抜粋）

1-1-1-3 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合には、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書、林業土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、受注者が備えなければならない。
- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、約款第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合には、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合には従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、約款第 20 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。
- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外には、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-1-15 工事の一時中止

- 1 発注者は、約款第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-48 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合
 - (4) 設計変更により時間を要する場合
 - (5) 約款第 17 条に規定する工事用地等が確保されない場合
 - (6) 災害等により工事の続行が不適當及び不可能となった場合
 - (7) 積雪多量のため工事を続行することが不可能となった場合
 - (8) 工事に必要な道路が交通止となり、資材、労務等輸送が不可能となった場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。
- 3 前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合には、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-1-16 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-1-17 工期変更

- 1 約款第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 6 項、第 20 条、第 21 条第 4 項、第

22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約変更前に工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、約款第19条第6項、第20条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付のうえ、協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3 受注者は、約款第21条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において、工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付のうえ、協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4 受注者は、約款第16条第7項、第18条第1項、第22条及び第23条第2項に基づき工期の延長・短縮等を求める場合、第1項に示す事前協議において、工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付のうえ、協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

○建設工事請負基準約款（抜粋）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約（変更契約により請負金額、工期等が変更した場合にあっては、変更後の請負契約）をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

（条件変更等）

第19条 受注者は、工事の施工に当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの間の優先順位が定められている場合を除く。）。)

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 発注者は、前項の規定による監督員の調査の報告を踏まえ、受注者の意見を聴き、発注者としての調査結果（これに基づき受注者がとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、当該監督員の調査が終了した日から14日以内に、そ

の結果を通知しなければならない。ただし、当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者に意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 発注者は、前項に規定する発注者としての調査結果により第1項各号のいずれかに該当することを確認した場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の場合において、第1項第4号又は第5号に該当することにより設計図書を変更する必要がある、かつ、工事目的物の変更を伴わないときは、あらかじめ受注者と協議を行うものとする。ただし、当該協議が整うことを要しない。
- 6 第4項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第21条 工事用地等の確保ができないこと等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の全部又は一部の施工の一時中止を、中止対象となる工事の範囲、区域その他の内容（以下「中止内容」という。）を明らかにした上で、受注者に指示しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工の一時中止を、中止内容を明らかにした上で、受注者に指示することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による発注者の一時中止の指示があつたときは、当該指示に従い、工事の全部又は一部の施工を一時中止しなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の規定により工事の施工を一時中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備えて工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から14日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負金額の変更方法)

第25条 請負金額の変更（次条の規定による変更を除く。）については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第20条の規定による請負金額の変更については、別表に定

めるところによるものとする。

- 3 第1項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負金額の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。